

実績報告書の添付書類

設備の種類	添付書類
すべての設備共通	(1) 補助対象設備の概要（第6号様式の2） (2) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類および内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。） ※補助対象設備を住宅に設置するために要した費用の内訳が確認できるものです。 ※領収金額が補助対象設備の支払いであることの記載や、設置に係る金額、申請者名、販売店名、発行日がわかるものです。 ※補助対象設備以外の設置費等が含まれている領収書の場合は、但し書き等に「〇〇設備の設置費用**円を含む。」等の記載が必要です。 (3) 住民票の写し（補助事業を実施する者が個人である場合のみ） ※実績報告書（第6号様式）の「私の住民登録について市長が確認すること」欄において、同意をした場合は提出不要です。 (4) その他市長が必要と認める書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 ※建物全体を写したものと、設置した補助対象設備を写したものです。 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し ※保証書の写し、出荷証明書の写し、出荷検査成績書（検査日が記載されているもの）の写し等のいずれかです。
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 ※建物全体を写したものと、設置した補助対象設備を写したものです。 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し ※保証書の写し、出荷証明書の写し、出荷検査成績書（検査日が記載されているもの）の写し等のいずれかです。 (3) 補助対象設備を設置する住宅が、別表第2「定置用リチウムイオン蓄電システム」の項第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類 ※次のa～fのいずれかです。 a. 太陽光の売電明細（蓄電池の領収日より前のもの）の写し

実績報告書の添付書類

	b. 電力需給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの）の写し c. 太陽光発電設備の保証書の写し d. 接続契約のご案内の写し e. 電気事業者と特定契約を締結したことを証する書類の写し f. 太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
窓の断熱改修	（１）補助対象設備の設置状況が確認できる写真 ※建物全体を写したものと、設置した補助対象設備を写したものです。 （２）補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し ※保証書の写し、出荷証明書の写し、出荷検査成績書（検査日が記載されているもの）の写し、窓の性能を証明する書類のいずれかです。 （３）補助対象設備を設置する住宅が、別表第２「窓の断熱改修」の項第１号に掲げる要件を満たすことを証する書類 ※（３）については、申請書の提出の際に添付書類としてご提出いただいているので、提出不要です。
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	（１）補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真） ※建物全体の写真（太陽光発電設備の設置が確認できるもの）と、保管場所において納車された補助対象車を撮影した写真です。 （２）補助対象設備を購入する者が居住する住宅が、別表第２「電気自動車等」の項第１号に掲げる要件を満たすことを証する書類 ※次の（ア）および（イ）の書類です。 （ア）次の a ～ f のいずれか a. 太陽光の売電明細（蓄電池の領収日より前のもの）の写し b. 電力需給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの）の写し c. 太陽光発電設備の保証書の写し d. 接続契約のご案内の写し e. 電気事業者と特定契約を締結したことを証する書類の写し f. 太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真

実績報告書の添付書類

	(イ) 次の a ～ b のいずれか a. 充電設備の保証書の写し b. 充電設備の設置状況および設置機器（銘板）が確認できる写真 (3) 自動車検査証記録事項の写し (4) (別表第 6 において、住宅用太陽光発電設備及び V 2 H 充放電設備を併設したときの補助を受けようとする場合) V 2 H 充放電設備を設置していることを証する書類 ※次の a ～ b のいずれかです。 a. 保証書の写し b. 設置した V 2 H 充放電設備を写した写真
V 2 H 充放電設備	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 ※建物全体を写したものと、設置した補助対象設備を写したものです。 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し ※保証書の写し、出荷証明書の写し、出荷検査成績書（検査日が記載されているもの）の写し等のいずれかです。 (3) 補助対象設備を設置する住宅が、別表第 2 「V 2 H 充放電設備」の項第 1 号に掲げる要件を満たすことを証する書類 ※次の (ア) および (イ) の書類です。 (ア) 次の a ～ f のいずれか a. 太陽光の売電明細（蓄電池の領収日より前のもの）の写し b. 電力需給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの）の写し c. 太陽光発電設備の保証書の写し d. 接続契約のご案内の写し e. 電気事業者と特定契約を締結したことを証する書類の写し f. 太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真 (イ) 電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証記録事項の写し
住宅用太陽光発電設備	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 ※建物全体を写したものと、設置した補助対象設備を写したものです。 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

実績報告書の添付書類

	※保証書の写し、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日が記載されているもの）の写し等のいずれかです。 (3) 電気事業者との特定契約を締結したことを証する書類の写し ※次の a ～ f のいずれかです。 a. 特定契約締結完了通知の写し b. 落成受付完了通知の写し c. 系統連系完了通知の写し d. 受給契約申込受付サービスの申込詳細情報の画面の写し e. 購入実績お知らせサービスの画面の写し f. 特定契約のご案内の写し (4) 既築住宅にあつては、住宅用太陽光発電設備を設置する住宅の建築工事が、当該住宅用太陽光発電設備の設置工事に着工する前日までに完了していることを証する書類 ※次の a ～ f のいずれかです。 - a 固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）の写し - b 納税通知書（家屋に関わるもの） - c 検査済証または建築台帳記載事項証明書 - d 建物全体を写した写真 - e 登記事項証明書 ※住宅の建築工事完了と窓の断熱改修の工事着工日が近接している場合には、登記事項証明書を証拠書類とすることはできません。 - f 固定資産税評価証明書 (5) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「住宅用太陽光発電設備」の項第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類 ※次のアおよびイの書類です。 - ア HEMSに係るメーカー発行の保証書の写し、出荷証明書の写し、出荷検査成績書（検査日が記載されているもの）の写し、設置したHEMSを写した写真のいずれか - イ HEMSに係るカタログまたは仕様書等の写し
--	---